

農業だより

新庄市農林課

☎0233-29-5835

Fax.0233-22-0989

令和6年度担い手確保・経営強化支援事業について

国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする地域の中核となる担い手に対し、必要な農業用機械・施設等の導入を支援する事業です。

取組みの内容がポイント化され、上位の事業から採択されます。

※令和5年度の新庄市の採択はありませんでした。

1. 担い手確保・経営強化支援対策

補助対象者：認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織・目標水準達成者
その他市長が認める者(今後、上記に該当する見込みの者等)

補助対象経費：農産物の生産・加工・流通・販売等に必要な機械・施設
<要件>

- ① 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- ② 法定耐用年数が5年以上20年以下であること
中古は2年以上の補償があること
- ③ 汎用性の高いものでないこと
- ④ 設定した目標に直接結びつくこと
- ⑤ 共済へ加入すること

補助金の算出：①事業費×1/2、②融資額

※融資が必須であり、上記のいずれか低い額になります。

補助上限額：法人3,000万円、法人以外1,500万円

※その他市長の認める者は100万円

申込方法：①見積書 ②カタログ(製品の能力が分かるもの)

③確定申告書類一式(収支内訳書含む)

※農産物ごとの販売額が分かる書類

上記をご準備の上、新庄市農林課農業ビジネス創造係へお電話してください。

※業務の都合上、お電話なしでの来庁はご対応できない場合があります。

(農林課農業ビジネス創造係 三浦 TEL0233-29-5836)

募集期限：令和6年12月18日(水)

2. 地域農業構造転換支援対策【R6 新規事業】

補助対象者：下記に当てはまる地域計画が策定されていること。

- ①目標集積率が8割以上（集積率＝経営面積/受益面積）
※中山間地域の場合は、目標集積率が下がります。
- ②区域内の農用地等の面積から地域内の農業を担う者の10年後の面積の合計を控除した面積が1割未満
※中山間地域の場合は、2割未満

補助対象経費：1. 担い手確保・経営強化支援対策と同じです。

ただし、リース導入を行うことも可能ですが、以下の要件が加わります。

- ① リースは農業用機械に限る（施設は対象になりません）
 - ② リース期間は3年以上、法定耐用年数以下であること
 - ③ リース期間が終了した後に、地域計画等において成果目標からさらに地域内の経営面積の3割以上又は、10ha以上の拡大することが確認できること
- ※リース期間終了後は購入・再リース・返却等は自由です。

補助金の算出：①購入 事業費×3/10

②リース導入リース 物件購入価格×3/7

※融資は必須ではありません。

※リース導入の場合は、初年度にリース事業者に補助金が支払われます。

補助上限額：1,500万円（市町村が認める者は100万円）

申込方法：1. 担い手確保・経営強化支援対策と同じです。

募集期限：1. 担い手確保・経営強化支援対策と同じです。

令和7年度以降の対策として

1. 担い手確保・経営強化支援対策

優先枠として、①省力化農業転換優先枠（スマート農業）

・生産方式革新実施計画の認定を受けていること。

②みどり農業推進優先枠

・みどり認定を受けており、当該計画に関する機械等

・化学燃料使用量の15%以上の削減を図る機械等

・化学肥料使用量の20%以上の削減を図る機械等

2. 地域農業構造転換支援対策

・地域計画の内容によって補助対象者となるかが決定します。

※目標集積率が8割以上

※補助金の内容は毎年見直され、事業・優先枠の廃止や変更になる場合もありますので、事前にご相談ください。